

# 大分県公共図書館等連絡協議会会則

## (名称)

第1条 この会は、大分県公共図書館等連絡協議会という。

## (構成)

第2条 この会は、大分県内の各地方公共団体を代表する公共図書館又は公民館図書室（以下「図書館」という。）をもって構成する。

## (目的)

第3条 この会は、県内の図書館相互の連絡・提携を密にし、図書館事業の発展を図り、県民文化の向上に寄与することを目的とする。

## (事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 図書館相互の資料・情報の交換
- (2) 研究会・講演会・展示会等の開催
- (3) 図書館職員の研修会の開催
- (4) 読書運動の推進
- (5) 資料の発行
- (6) 関係機関・諸団体との連携
- (7) その他、この会が必要と認めた事業

## (役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

## (役員を選任)

第6条 会長は、大分県立図書館長をもって充て、副会長は、理事会において互選する。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。

## (役員職務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、この会則に定める事項を審議する。
- 4 監事は、会計を監査する。

## (役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任役員が選任されるまでの間、その職務を前役員が行うことができる。
- 3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

## (顧問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この会の運営について、会長の諮問に応ずる。

## (会議)

第10条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は毎年1回開催し、会長が召集する。ただし、必要と認めるときは臨時に総会を開くことができる。
- 3 総会は、規約の改廃、事業計画、予算、事業報告、決算その他重要事項を議決及び承認する。

4 理事会は、会長が召集し、必要事項を審議する。重要事項について緊急な場合は総会に代わる機能をもつものとする。ただし、総会に代わり決定した事項は、総会に報告するものとする。

(会議の運営)

第11条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 会議の議長は、会長が当たる。

(議決の表決)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会・部会)

第13条 この会の事業を推進するため、必要に応じ委員会または部会を置くことができる。

2 委員会・部会の組織及び運営は、別に定める。

(事務局及び職員)

第14条 この会の事務局は、大分県立図書館内に置く。

2 職員は、会長が任命する。

(経費)

第15条 この会の経費は、会費・寄付金・補助金その他の収入をもって充てる。

2 会費は、別に定める。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、この会の会務の執行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

1 この会則は、昭和58年10月28日から施行する。

2 第8条第1項の規定にかかわらず、現役員の任期は昭和59年3月31日までとする。

附則

この会則は、昭和60年10月24日から施行する。

附則

この会則は、平成9年7月22日から施行する。

附則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。